

不利益処分に係る処分基準（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務規程 (昭和46年条例第51号) 第72条	指定又は許可の取消しその他の規制	中央卸売市場業務課

処分基準は、盛岡市中央卸売市場業務規程(昭和46年条例第51号)第72条に規定のとおりとする。

備考　条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。